

子どもたちには未来を！ 高齢者にはいきがいを！ 家庭には笑顔を！ 地域には絆を！



吉浜まちづくり協議会

第15回 通常総会

令和4年4月26日（火）

令和3年度のワード | マンボー・コロナ・カーリング・新地域計画・スケボー
・自粛づかれ・ウクライナ・50周年高浜市・リモート・SDGs・ワクチン接種

吉浜まちづくり協議会

<https://www.yoshimachi.net/>

目 次

第1号議案 令和3年度 事業報告・収支決算報告
および 剰余金処分（案）

第2号議案 令和4年度 事業計画（案）・収支予算（案）

第3号議案 吉浜地区第2次地域計画（案）

第4号議案 吉浜まちづくり協議会規約（案）

第5号議案 令和4年度 役員・理事・監事の選任（案）

事業名：子どもの健全育成に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
1-1	あいさつ・声かけ活動事業	毎月 5日 15日 25日 (各交差点 毎に時間 設定)	吉小校区内の 8交差点 八幡社北側 八幡町4丁目 屋敷町 吉浜公民館西 吉浜小東 芳川町 幼稚園南入口 吉浜保育園東	校区内の8ヶ所の交差点に立ち、登校する吉浜小児童、高浜中生徒の交差点横断中の交通安全を見守り実施 4月～9月： 7回 延77名 10月～3月： 11回 延121名
1-2	子ども110番宅訪問及び吉浜小学校通学路確認事業	(入学説明 会時資料 配布)	学区内8通学路	通学中の危険箇所を配布資料参考に親子で確認依頼実施
1-3	子ども110番の旗設置事業	通年	町内会申請設置承諾の家	町内会申請箇所への110番旗設置
1-4	夏休みラジオ体操事業	中止	八幡社、 丸畑公園 蛇抜公園 吉浜小学校 の4カ所	コロナ禍の状況、協力いただく学校の考えを踏まえ、昨年に引き続き中止
1-5	七夕会・夏まつり事業	7月	各幼保園 丸畑公園	各幼保園への笹竹提供 盆踊り大会中止に伴い、子ども盆踊りも中止
1-6	夏休み子ども講座事業	7/25 7/29 8/1	ふれあいプラザ	オリジナルリース 4名 ポーチ・財布 15名 オリジナル時計 24名
1-7	児童と地域住民のふれあい事業	中止	吉浜小学校	10月のふれあいフェスタ中止に伴い、本年度も中止

事業名：高齢者のいきがいに関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
2-1 (1)	深め合い事業 ウォーキング 足腰を鍛えて健康づくり 年度末ウォーキング大会 開催	第2・4 土曜 2回/月 中止	吉浜小学校区内 吉浜一周 (60分コース)	毎回40分程度で、コースを変えて吉浜地区内4コースを歩く 21回 延参加者：287名 参加者は自生地万歩計携帯し、歩行記録を登録し健康年齢の向上を図る 年間の締めとしてウォーキング大会は中止
2-1 (2)	深め合い事業 井戸端会議 高齢者の外出の機会を提供し、健康づくりを図る	折紙教室 第3水曜 カラオケ 第2・4 月曜 GG 毎週木曜	ふれあいプラザ 吉浜公民館 小池グラウンド	1月・5月・6月中止 9回 延57名 24回 延154名 8月中止 53回 延570名
2-1 (3)	深め合い事業 グラウンドゴルフ大会 グラウンドゴルフ愛好者を集めて交流を図る	11/25	小池グラウンド	吉浜地区グラウンドゴルフ同好者の交流の場として、まち協主催のグラウンドゴルフ大会を実施 32名
2-1 (4)	深め合い事業 整体健康講座	毎週 金曜	ふれあいプラザ	整体師による矯正治療・日常生活指導
2-1 (5) 委譲	深め合い事業 健康体操教室	第1~4 水曜	ふれあいプラザ	ストレッチを主体にした体操実施により、筋力の保持増強と体力低下を防止 48回 延678名
2-2	お互いじゃんネット 事業 地域福祉から漏れやすい人の見守り困り事相談を行い、高齢者が安心して住めるまちづくりを進める	通年	吉浜小学校区内	地域福祉の見守りから漏れやすい高齢者(日中独居者)の見守り、高齢者の困り事相談活動を実施 困り事相談 5件 見守り相談 3件

第1号議案 令和3年度事業報告・収支決算報告および繰越金処分（案）

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
2-3 (1)	認知症対策事業 啓蒙寸劇(ちよいポケ 一座の開催 認知症の正しい知識で見 守り力を向上し、安心でき るまちづくりを進める	中止	吉浜公民館	ちよいポケ一座の公演を行い、 認知症に対する正しい知識の啓 蒙を進め、新たに認知症サポ ーター100名以上養成を目指す 小学校児童のキャスト参加 本年度は中止
2-3 (2) 委譲	認知症対策事業 認知症サポーターキ ッズ養成講座開催 小学校児童の時から認知 症教育することにより、地 域に根付いたサポーター を確保する	11/25 3/23	ふれあいプラザ	行政・キャラバンメイトと協力 し、小学校3年生児童に紙芝居 などを通して、わかりやすい認 知症の出前授業を行う 参加者(11/25) 119名 参加者(3/23) 21名
2-4 委譲	自然塾事業 ふくし農園事業 作物の栽培、収穫を通して 園児とのふれあいを行う とともに、食育にも貢献す る 園児との交流 保育園行事を通して、園児 との交流を図る	通年 中止	ふれあい農園 吉浜保育園	園児とサツマイモ、大豆、落花 生、玉ねぎ、ジャガイモなどの 植え付け、手入れ、収穫作業を 行う 玉ねぎ収穫 6/9 110名 サツマイモ植え付け 6/10 150本 ジャガイモ収穫 6/24 120名 サツマイモ、落花生収穫 10/22 120名 玉ねぎ植え付け 1/13 90名 ジャガイモ植え付け 2/18 110名 コロナのため中止
2-5 委譲	男の料理教室 家庭料理の習得により、自 立した生活ができるよう にする	中止	吉浜公民館	いろいろな家庭料理の作り方を 学ぶ コロナのため中止

事業名：伝統文化の発展に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
3-1	菊一本でまちづくり	4月～ 12月	小池農園・温室 幼・保4園 吉浜小学校 小池農園 高浜中学校 吉浜小学校 小池農園及び 吉浜小学校畑 吉浜小学校 菊展示会場	畑耕運・施肥・除草・畝立・水やり 芽挿作業:小菊 2400 本、 中菊 1500 本 購入菊:大中小菊 2000 本 プランター植え:中小菊 190 本 3～6年学年ごとに小・中・大菊 苗の鉢植・畑植 4年生に体育館で座学方式で “吉浜と菊”をテーマに細工人 形・菊人形の歴史・文化をスライ ドを含め勉強会開催 一般募集用 180 鉢植え 正門歩道沿花壇に中菊 300 本 (6/30) 希望生徒に 150 本ほど提供 希望生徒に (80名ほど) 240 本ほど提供 早朝、施肥・水やり・芽欠・支柱 立・草取等育成管理 大輪菊の支柱合わせ・輪台付け (展示用仕上) 会場設営・菊鉢搬入・展示場片付
3-2	子ども菊人形づくり	6月～ 11月	小池農園 吉浜小学校 こども人形工房	菊畑耕運・畝立・防草シート整備 4年生菊人形用小菊苗植 (250 本) 「高浜伝統発掘祭」(4年生) 「人形姫」(幼保園) 人形制作 (菊玉付け) 菊まつり (11/6～14) 展示
3-3	本格菊人形づくり	9月～ 11月	こども人形工房 八百春展示場	胴殻作り (2 体) 菊付 (根付菊) 作業、 展示 (11/6～14)、片付
3-4	子ども細工人形づくり	12月 第1・2 土・日曜	吉浜小学校 人形工房	4年生対象に細工人形制作趣旨 説明、生徒募集書提出 (11/9) 子ども菊人形の胴殻を使い、同 テーマで細工人形への作り変え 再生 (細工人形保存会の指導で課外 学習として体験学習) 吉小玄関に1年間展示 (4 体)

事業名：防犯に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
4-1 (1)	「みんなで吉浜をマモ ルンジャー事業」 防犯教室 交通教室 防犯啓発	通年	吉浜小学校 吉浜小学校区 吉浜小学校区	小学5年生に対する防犯教室 (7/9・24・26) こっこキッズの活動 (8/10・16 区内パトロール) 小学生による防犯アンケートに 協力 小学5年生の防犯ポスター掲示 121枚
4-1 (2)	小学校・幼保園パト ロール	毎月1回	吉浜小学校 各幼保園	小学校・幼稚園・保育園の構内 及び周辺をパトロール
4-1 (3)	イベント開催時警戒	11/17	人形小路沿線	沿線・周辺・駐車場整理 菊まつり 6名 雛めぐり 4名 イベント中止に伴い他は中止
4-1 (4)	青パト乗車体験会	中止	吉浜公民館周辺 約15分間の区 域	吉浜小学校児童と保護者に防犯 活動や交通ルールを守ることの 大切さを青パトに乗って体験 コロナのため中止
4-1 (5)	赤色回転灯設置	通年	吉浜小学校区	各町内会で順番に設置点灯
4-2 (1)	こっこパトロール事業 住護の日 徒歩パトロール 住宅を守る日 戸別パトロール	毎月 15日 毎月 10日	吉浜小学校区	ごみを拾いながら環境美化を兼 ねて地域をパトロール 8回 延63名 防犯ビラの各戸配布 11回 延75名
4-2 (2) 委譲	青パトによるパトロー ル	昼:3回/週 夜:2回/週 深夜:1回 /月	吉浜小学校区	吉浜こっこパトロール隊他によ る3名一組のパトロール 延84名 深夜パトロール 11回
4-2 (3)	青パト講習会	6/18	ふれあいプラザ	青パト講習の新規者が警察官の 講習を受講 参加者 5名

第1号議案 令和3年度事業報告・収支決算報告および繰越金処分（案）

事業名：防災対策に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
5-1	無線機取扱いと交信訓練	6/6	ふれあいプラザ 他	交信事例で防災訓練時の安否確認シート集計表を取入 町内会対策本部とまち協対策本部の交信状況の確認は、良好 参加者 24名
5-2	防災センターの見学	中止	京都市市民防災センター	7月に予定していたが、参加する児童への新型コロナ感染を懸念し中止
5-3	避難所開設訓練	中止	吉浜体育館及び 周辺	毎年総合防災訓練と同一日に実施していたが、コロナ禍で中止 フェイスシールド、感染防止用ビニール手袋を購入し、防災倉庫に備蓄
5-4	災害疑似体験コーナー	中止	吉浜小学校	10/20のふれあいフェスタ 中止に伴い中止
5-5	災害応急井戸の整備、維持管理	10月	八幡新田町	八幡新田町において既設4井戸に加え、新たに6井戸について 現地確認と水質検査を実施 (10/19) 6施設とも飲用不適であったが生活用水の提供ということで、 10井戸を指定井戸として認定
5-6	防災食講習会	中止	いきいき広場 クッキングスタジオ	10月開催予定も緊急性・必然性の点で問題ありの意見が多く 中止
5-7 委譲	総合防災訓練	中止	各町内会会場 ふれあいプラザ	9月に予定もコロナ禍で延期 その後、市の音頭で12-1月で調整するも不調に終わり中止
5-8 委譲	防災備蓄倉庫、避難所備品倉庫の管理	8/26 2/8	吉小体育館南、 吉小西駐車場 吉小北門	3か所の倉庫を確認 同時に自家発電機の試運転実施 年度末、各町内会・まち協・市の防災倉庫等の保有・配備状況確認
5-9	吉浜小学校総合学習支援	2/22	吉浜小学校通学路	防災マップを配布、防災施設・危険箇所・避難路等事前学習 町内会毎に歩きながら上記を 実地体験確認 138名

第1号議案 令和3年度事業報告・収支決算報告および繰越金処分（案）

事業名：環境保全に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
6-1	道路清掃事業 地域住民・近隣企業の参加によりモデル道路、除草活動を行い、地域の交流と環境美化意識の高揚を図り、きれいな吉浜をつくる	中止	吉浜堤防道路 県道碧南高浜環状線 県道名古屋碧南線 各町内会道路 各企業廻り	コロナ禍のため中止
6-2	公園・道路美化	通年	吉浜小学校区内各公園 人形小路沿い 県道碧南高浜環状線 通学路沿い	花壇の里親制度 公園：10か所 まち角花壇：2か所 人形小路沿い：14か所 通学路沿い：14か所 八幡町絆会館：1か所 県道碧南高浜環状線歩道沿い花壇 原則月1回の花壇作業の実施 その間、水やり作業を実施 植込み（約1km）の環境美化 春・秋それぞれ約800株の苗 植え替え
6-3	自然との共生	中止	吉浜堤防道路	野鳥観察を行い自然と触れ合う 数名のインストラクターの指導を受け野鳥の知識を増し楽しむ 堤防道路のごみ拾いも一緒に行い、環境美化の活動も実施する コロナ禍のため中止

事業名：広報事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
7-1	広報事業	通年	吉浜校区内他 各行事開催箇所	よしまちネット発行 第47・48・49・50・51号 よしまちネットホームページ 更新 ブログの運営 60件 フェイスブックの情報発信 250件 掲示板管理 コロナ禍でのマスク姿を記録
7-2	パネル展示事業	通年	吉浜校区内他 各展示場所	いきいき広場・県信・碧信等の アーカイブスの展示 まち協フリー・スペースにも アーカイブス展示
7-3	アーカイブス事業 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content;"> 歴史的資料の展開と保管 吉浜、高浜、高取に関する 写真、資料とこぼれ話等を 多くの人に伝えたい </div>	通年	デイサービス等 に出前報告	春日町いきいきクラブ・ケアハ ウス高浜安立（4回）・いきがい 教室（4回）で広報活動報告会 を開催 約230名に報告 「時の迷路と瓦の歴史」にて、 ワークショップ・講演「よせて はかえず高浜の面影」を開催
7-4	映像事業	通年	高浜市内	吉浜まち協が取り組んでいる 活動を動画として記録して、理 事会・各グループ会合・総会等 で紹介 リモート会議にも対応
7-5	人形文化広める活動	通年	市内外	フェイスブックに人形文化に 関する情報発信 高浜市市制50周年に関連、吉 浜細工人形制作50年分の画 像一覧制作 吉浜細工人形制作過程のチラ シ作成 貴重な資料を保管箱に入れ、次 の世代へ 昭和3年吉浜細工人形番付3 枚を裏打ちして永久保存版に

第1号議案 令和3年度事業報告・収支決算報告および繰越金処分（案）

事業名：食育事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
8-1	園児に各種シーズン野菜の植え付けと収穫作業の指導とサポートを実施 農園の野菜を通じて、ふれあい食育活動の実施 給食・行事への野菜提供を行い、食育をみんなで体験	通年	北部保育園・なかよし農園他	玉ねぎ・ジャガイモ・サツマイモ・ニンジン・大根・エンドウ・スイカ・夏野菜他、内容も広げ、植付・収穫へのガイドとサポートを予定通り実施 収穫時期などに合わせ、園児及び関係者と農園活動と野菜提供を実施、食育活動を体験 幼稚園児 延396名 保育園児 延410名 外国人参加者 延300名 農作業は、毎週火曜日朝実施
8-2	園児及び家族に代表野菜の苗植え、収穫の指導とサポートを通じて、ふれあい・食育活動の推進	通年	北部保育園・なかよし農園他	玉ねぎ・ジャガイモ・サツマイモ・大根他夏野菜などの代表野菜の植付・収穫等の準備とサポート実施 計画的に園児及びその家族と共に、農園での食育活動の予定があったが、実施は見合わせ
8-3	保育園・幼稚園行事への参加で園児、家族とのふれあいを推進	通年	北部保育園 吉浜幼稚園	北部保育園・幼稚園行事（入学式・収穫祭・夏野菜昼食会・夕涼み会他）に参加、野菜の寄贈なども計画したが、見合わせ
8-4	この地域における代表野菜の育成知識の習得	5月 9月	碧南、安城	碧南種苗店への訪問により、野菜育成について、肥料・土壌等の知識調査を行い、改善を進めてきた 特に、ニンジンなどに関しては、土壌と肥料の改善が必要との情報を得たので、次年度に反映する

事業名：幼児教育と各種講座に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
9-1	各種講座	通年	ふれあいプラザ	各講座ともコロナの状況を見つつ実施 検温・消毒・マスク着用を徹底し、間隔を十分にとり実施 さわやか歌広場 46回開催 延1029名 はつらつチューブ体操 55回開催 延 667名 生け花講座 20回開催 延 240名 手芸講座 8回開催 延 184名 囲碁教室 87回開催：内南部20回 延 399名 切手アート講座 9回開催 延 69名
9-2	幼児教育	通年	ふれあいプラザ	コロナ禍を踏まえ「3密」に注意しながら実施 入園前の幼児を親と一緒に集め遊びや集団行動の中で、楽しみながら知識を身に着けるという目的で実施 30名弱の幼児と親が参加 11回開催 延 300名

事業名：ふれあいフェスタ

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
10-1	よしはまふれあいフェスタ	中止	吉浜小学校 体育館・教室他	コロナの蔓延に伴い中止した

事業名：公園管理事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
11-1 委譲	公園管理事業	通年	吉浜小学校区内 各公園	吉浜小学校区内公園（大坪・八幡・山田・丸畑・小中根・高平・蛇抜・竜田）の草取りやトイレ清掃等をいきいきクラブの各団体の協力を得て実施

第1号議案 令和3年度事業報告・収支決算報告および繰越金処分（案）

令和3年度 収支決算報告および繰越金処分（案） (単位：円)

収入の部	(A)R3実績額	(B)R3予算額	(B-A)予算差	備考
事業収入	17,988,108	17,988,108	0	
予算枠事業	7,979,000	7,979,000	0	
委譲事業	4,972,000	4,972,000	0	
委託事業	5,037,108	5,037,108	0	
雑収入	19,383	21,000	1,617	
受取利息	83	1,000	917	
その他	19,300	20,000	700	
小計	18,007,491	18,009,108	1,617	
前期繰越金	923,999	923,999	0	
合計	18,931,490	18,933,107	1,617	

支出の部	(A)R3実績額	(B)R3予算額	(B-A)予算差	備考
子どもグループ	107,352	352,000	244,648	
高齢者グループ	291,226	518,000	226,774	
伝統文化グループ	2,344,312	2,300,000	-44,312	
防犯グループ	1,521,576	2,134,000	612,424	
防災グループ	74,293	490,000	415,707	
環境グループ	595,151	906,000	310,849	
広報部	489,454	502,000	12,546	
企画部（食育）	234,506	237,000	2,494	
教養部	732,767	473,000	-259,767	
ふれあいフェスタ	0	487,000	487,000	
公園管理	1,743,078	2,552,000	808,922	
事業運営費	3,794,352	2,000,000	-1,794,352	行政への返金： （予算枠） 695,569 （委譲） 525,825 計 1,221,394
プラザ管理費	5,037,108	5,037,108	0	
小計	16,965,175	17,988,108	1,022,933	
予算枠事業	8,058,429	7,979,000	-79,429	
委譲事業	3,869,638	4,972,000	1,102,362	
委託事業	5,037,108	5,037,108	0	
当期繰越金	1,966,315	944,999	1,021,316	
合計	18,931,490	18,933,107	1,617	

☆（繰越金処分案）当期繰越金より、積立金に1,000,000円を移行する

<積立金>（単位：円）

摘要	前残	受入	払出	当残	備考
設備補修用	4,222,262	1,000,125	1,988,528	3,233,859	
<使用内訳>					
		掲示板補修	88,000		
		プラザ内（網戸・雨漏り・誘導灯）修理	545,850		
		液晶テレビ（モニター）2台	472,678		
		軽トラック	882,000		
		計	1,988,528		
防災備品用	1,221,512	1,000,031	0	2,221,543	
合計	5,443,774	2,000,156	1,988,528	5,455,402	

監査報告書

令和3年度の吉浜まちづくり協議会について、監査を実施しました。

その結果、関係証憑・会計台帳・預金通帳等について、いずれも適切に処理されていることを認め、ここに報告します。

令和4年4月4日

監事

監事

杉浦 政憲
野々小 照二

事業名：子どもの健全育成に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
1-1	あいさつ・声かけ活動事業	毎月5日 15日 25日 交差点毎に時間設定	八幡社北側 八幡町四丁目 屋敷町 芳川町 吉浜公民館西 吉浜小東 幼稚園南入口 吉浜保育園東	校区内の8ヶ所の交差点に立ち、登校する吉浜小学校児童、高浜中学校生徒の交通安全を見守り、当番者とあいさつができるように活動する
1-2	子ども110番宅訪問及び吉浜小学校通学路確認事業	2月初旬	吉浜小学校区内 8つの通学路	4月吉浜小学校に入学する園児を対象に通学中の不安箇所・通学路にある110番宅の情報を事前に提供し、親子で確認する機会をもつていただく 小学校入学説明会にて資料配布
1-3	子ども110番の旗設置事業	通年	御協力頂ける町内 会役員及び必要箇所への依頼による 設置承諾の家	子どもたちの安全確保のため、御協力頂ける家庭にポールと旗を支給し、子どもたちの目につきやすい所へ110番旗設置
1-4	夏休みラジオ体操事業	8月後半 6:30～ 6:40	吉浜小学校 八幡社 丸畑公園、 蛇抜公園	児童の健全育成、自主性、リーダーシップ育成を目的として、朝のラジオ体操を行うことで、夏休み中の規則正しい生活習慣を整える
1-5	七夕会・夏まつり事業	7月初旬 ～8月初旬 8/13	各幼保園 丸畑公園	各幼保園の七夕会・夏まつりにて、園児・保護者・地域住民の交流の促進を図る 盆踊り大会にて、子ども・保護者・地域住民の交流の促進を図る
1-6	夏休み子ども講座事業	7月下旬 ～8月初旬	ふれあいプラザ	知識、技能を持った地域の方々を講師に各種講座を開催し、児童の自己啓発を図る
1-7	地域の事を知ろう事業	通年	各地域行事実施場所	季節ごとに開催される学区地域行事への参加の促進啓発
1-8	地域計画内容整理事業	通年	ふれあいプラザ	地域計画の目指す姿を具現化していく定期的な会合の実施

*実施においては、その都度関連する状況を考慮して取り組んでいく

事業名：高齢者のいきがいに関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
2-1 (1)	深め合い事業 ウォーキング 足腰を鍛え健康づくり、年度末にはウォーキング大会	第2・第4 土曜 3月	吉浜小学校区 吉浜一周コース （約4km コース）	毎回1時間程度で、コースを変えて吉浜地区内4コースを歩く 参加者は自生地万歩計を携帯し、歩行記録を登録し健康年齢の向上を図る（平均20名目標） 年間の締めとして大会を開催（30名以上の参加が目標）
2-1 (2)	深め合い事業 井戸端会議 高齢者の外出の機会を提供し健康づくりを図る	折紙教室 第3水曜 カラオケ 第2・4 月曜	ふれあいプラザ 吉浜公民館	地域の高齢者を対象に、折り紙・カラオケ、グラウンドゴルフなどの活動を実施する 会員相互の交流を図ると共に、カラオケ発表会・折り紙展示・子ども折紙教室等を実施し、子どもたちとの交流を図る
2-1 (3)	深め合い事業 グラウンドゴルフ大会 グラウンドゴルフ	11月 毎週木曜	小池グラウンド	吉浜地区グラウンドゴルフ同好者の交流の場として、まち協主催のグラウンドゴルフ大会を実施する（50名程度）
2-1 (4)	深め合い事業 整体健康講座	毎週金曜日	ふれあいプラザ	整体師による矯正治療と日常生活の指導を実施する
2-2	お互いじゃんネット事業 地域福祉の見守りから漏れやすい人の見守りと困り事相談を行い、高齢者が安心して住めるまちづくりを進める	通年	吉浜小学校区内	地域福祉の見守りから漏れやすい高齢者（日中独居者）の見守りをする 高齢者全体の困り事相談活動を実施する
2-3 (1)	認知症対策事業 啓蒙寸劇(ちよいボケー座)開催 認知症の正しい知識で見守り力を向上し安心できるまちづくりを進める	8月	吉浜公民館	ちよいボケー座の公演を行い、認知症に対する正しい知識の啓蒙を進め、新たに認知症サポーター100名以上の養成を目指す 吉浜小学校児童のキャスト参加を依頼する

第2号議案 令和4年度事業計画・収支予算計画（案）

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
2-1 (5) 委譲	深め合い事業 健康体操	毎週水曜	ふれあいプラザ	ストレッチを主体にした体操実施により、筋力の保持増強を図り体力低下による転倒、骨折などの防止を図る
2-3 (2) 委譲	認知症対策事業 認知症サポーター キッズ養成講座開催 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> 小学校児童の時から認知症教育をする事により、地域に根付いたサポーターを確保する </div>	11月	吉浜小学校	行政・キャラバンメイトと協力し小学校3年生児童に紙芝居・寸劇などを通して、わかりやすい認知症の出前教育を行う 小さい時から認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守るサポーターを養成する
2-4 委譲	自然塾事業 ふくし農園事業 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> 作物の栽培・収穫を通して園児とのふれあいを図り、食育に貢献する </div> 園児との交流 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> 保育園行事を通して園児との交流を図る </div>	通年	吉浜保育園 ふくし農園	サツマイモ、大豆、落花生、玉ねぎ、ジャガイモなどの農作物の植付・手入・収穫作業を通じて収穫の喜びを知って貰い食育の一助とする 作業を通じて園児とのふれあいを図る 夏祭り・運動会などに参加し、核家族化の進行に伴い少なくなった高齢者とのふれあいを図る
2-5 委譲	高齢者のための スマホ講座	調整中	ふれあいプラザ	高齢者に対して、スマートフォンやタブレットなどの情報端末機器の使い方の教室を開催して、行政から発信する各種情報が自分で入手できるようになることを目的とする

事業名：伝統文化の発展に関する事業

番号	事業項目	期 間	実施場所	実施内容
3-1	菊一本でまちづくり事業	4月～12月	小池農園 吉浜小学校 地域内幼保園 高浜中学校 菊まつり会場	菊畑耕運整備、菊苗育成（小菊） 小学3～6年生菊育成指導・管理 （鉢植、水やり、除草、施肥、摘芯） 学区内4幼保園にプランター菊植 花壇に菊苗定植指導 希望生徒に配布 里親菊鉢植え、里親市民募集 育成教室開催 市民菊花展展示
3-2	子ども菊人形事業	6月～11月 9月～11月	小池農園 吉浜小学校 人形工房 吉浜小学校 菊まつり会場	幼保園用菊人形の菊栽培 小学4年生、菊人形用の小菊定植 胴殻はメンバーで制作 幼保園時については、菊玉を用意し、人形に菊付け 4年生は栽培菊を使用し、菊玉作りから人形へ 菊まつり展示
3-3	本格菊人形事業	6月～11月	小池農園 人形工房 菊人形会場	本格菊人形用小菊の栽培 菊人形制作 菊人形舞台展示
3-4	子ども細工人形づくり体験事業	12月 12月	人形工房 吉浜小学校 二番館 幼保園 六番館	4年生が菊人形で使用した胴殻を利用し同テーマで細工人形として再生する （細工人形保存会会員による指導での体験学習、課外授業として希望者を募集、20名程度予定） 小学校に1年間ほど展示 次年度は二番館に移設展示 菊人形で使用した胴殻を利用し、各幼保園園児にて細工人形に再生する（但し細工材料は自由にする） 作品は人形小路六番館に1年間展示する
3-5	人形文化の記録及び啓発	通年	人形工房 展示会場	高浜市誌編集委員・生人形・菊人形研究者の伊藤加奈子学芸員を迎え、郷土の人形文化活動の制作展示等の記録を年次作成し保存するイベント開催時に来場者向けの展示物の説明会や説明内容を作成し、啓発を図る （本事業は人形文化3団体の共同事業として取り組む）

事業名：防犯対策に関する事業

番号	事業項目	実施月	実施場所	実施内容
4-1 (1)	みんなで吉浜を “マモルンジャー”事業 防犯教室 交通教室 防犯啓発	通年	ふれあいプラザ 吉浜公民館 小池グラウンド 吉浜小学校周辺 高浜市役所他	多くの方が参加する機会に防犯や交通安全の講話など 防犯教室 交通教室 防犯啓発（小学生活動を含む）
4-1 (2)	みんなで吉浜を “マモルンジャー”事業 小学校・幼稚園・保育園 パトロール	1回/月	吉浜小学校 吉浜幼稚園 吉浜保育園 吉浜北部保育園 さんさん保育園	小学校・幼稚園・保育園の構内及び周辺をパトロール
4-1 (3)	みんなで吉浜を “マモルンジャー”事業 イベント開催警戒活動	通年	人形小路沿線 丸畑公園 吉浜公民館 吉浜小学校	花まつり 盆踊り 公民館文化祭 ふれあいフェスタ 菊まつり 雛めぐり
4-1 (4)	みんなで吉浜を “マモルンジャー”事業 青パト乗車体験会	7月下旬	吉浜公民館周辺 約15分の区域	吉浜小学校児童と保護者に、防犯活動や交通ルールを守ることの大切さを青パトで体験
4-1 (5)	みんなで吉浜を “マモルンジャー”事業 赤色回転灯点灯	通年	吉浜地区全域	各町内会で順番に点灯
4-2 (1)	こっこパトロール事業 住護の日 徒歩パトロール 住宅の日	毎15日 毎10日	吉浜地区全域	ごみを拾いながら環境美化を兼ねて地域をオパトロール 空き巣を防止するため警察官とパトロール
4-2 (2) 委譲	こっこパトロール事業 青パトパトロール	昼：週3日 夜：週2日 深夜： 月1日	吉浜地区全域	吉浜こっこパトロール隊他による三人一組のパトロール 但し、3人の内一人は青パト講習会受講者が同乗する
4-2 (3)	こっこパトロール事業 青パト講習会	5月～6月	公民館会議室	青パト講習済者・3年毎及び新規者…警察官の講習を受講 原則1回/年（高浜市主催）
4-3 委譲	安心・安全ST管理	通年	安心・安全ST	青パト・軽トラの基地管理 問い合わせ等対応

事業名：防災対策に関する事業

番号	事業項目	実施月	実施場所	実施内容
5-1	無線機取扱と交信訓練 まち協・町内会役員を対象として無線機取扱と交信訓練の実施	6月	ふれあいプラザ 他	MCA、トランシーバーの取扱方法の習得 交信及び報告内容の確認 トランシーバー維持管理 町内会本部（現地：特に小池町）とまち協本部間交信
5-2	防災センターの見学 小学4年生以上の希望者を対象に防災センターの見学・体験会を実施	未定	未定	防災に関する正しい知識、対策を学ぶ 各種防災に関する疑似体験コーナーに挑戦
5-3	避難所開設訓練 大規模災害発生時における避難所開設訓練をマニュアルに基づき実施	9/4	吉浜小学校体育館及び周辺	避難所の応急危険度判定 避難者受入、居場所誘導 避難者数集約、本部伝達 パーティション等の設営訓練 防災食等の展示、試食
5-4	災害疑似体験コーナー ふれあいフェスタにおいてブースを設置	10/23	吉浜小学校	煙道をくぐるコーナーを設置 起震車に応募し可能であれば地震体験をしていただく
5-5	災害応急井戸の整備、維持管理 調査登録済災害用応急井戸においては再検査、新規井戸においては追加調査を実施	10月 ～11月	屋敷町	不足する災害応急井戸を確保するための現状把握と水質検査を継続する
5-6	防災食講習会 非常時の食物確保として、食料備蓄の考え方をマスターするとともに、一鍋クッキングの調理を習得	11月	吉浜公民館 （又は、いきいき広場）	受講対象者は、各町内会等から推薦 概ね20名程度の受講者を予定
5-7 委譲	総合防災訓練 町内会と連携した訓練を実施	9/4	各町内会拠点 ふれあいプラザ	町内会訓練内容の検討・安否確認、家屋被害状況調査等集約 要支援者対応、民生委員と連携 消防団第3分団との連携 日赤奉仕団の救護手当講習 集約結果、対策本部へ無線連絡 吉小総合学習（防災教育）協力
5-8 委譲	防災備蓄倉庫、避難所備品倉庫の整備 定期的に保管中の備品等の数量を確認すると共にその保管状況を情報交換	8月 2月	吉小体育館周辺 吉小西側駐車場	チェックシートによる数量チェックを行う 自家発電機の試運転を定期的に行う 各町内会、まち協、市が保管中の備品等の保管状況を情報交換し、必要備品等の補充計画を進める

事業名：環境保全推進に関する事業

番号	事業項目	期 間	実施場所	実施内容
6-1	道路清掃事業	7月 2月	吉浜堤防道路 県道碧南高浜 環状線 県道名古屋碧 南線 各町内会道路 各企業周り	地域住民・近隣企業の参加により モデル道路の清掃、除草活動を行 い、地域の交流と環境美化意識の 高揚を図り、きれいな「吉浜」を つくる 年2回、県道・市道・吉浜堤防道 路等を地域住民・近隣企業と共同 でゴミ拾いや除草をする 実施場所は町内会と話し合い決定 する 近隣企業にも協力してもらい実施 する
6-2	公園、道路の美化事業	通年	学区内各公園 吉浜駅前 小池町五丁目 まち角花壇 人形小路沿線 通学路沿い	やすらぎのあるまちづくり 花いっぱい空間づくり 公園や広場の一角、歩道の植込み の最大活用 花壇の里親制度により、地域の方 に維持管理をお願いする （目標：43名・45か所管理） 県道碧南高浜環状線の歩道の植込 み約1kmの環境美化を行う 倒木の危険があるか身に行く （危険個所を発見したら市役所へ 連絡）
6-3	自然との共生	12月	吉浜堤防道路	吉浜の海岸・河口付近に飛来する 野鳥を観察する 中で自然の良さと共生について考 える機会をつくる 野鳥観察を行いながら自然と触れ 合う 数名のインストラクターの指導を 受け、野鳥の知識を増やし親しむ 堤防道路のゴミ拾いもして、環境 美化の実施をする

事業名：広報事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
7-1	広報事業	通年	吉浜小学校 区内他 各行事開催 場所	よしまちネット発行（3回／年） インターネットなどで情報発信 ホームページでの発信 開けば吉浜まちづくり協議会・町内会等 の情報が一目で分る様に運営していく 他まちづくり協議会との情報交換 掲示板情報・各地域の資料集め フェイスブック・ライン・インスタグラ ムでの情報発信
7-2	パネル展示事業	通年	吉浜小学校 区内他 各行事開催 場所	年間を通じて資料を集め、吉浜まちづく り協議会が今動いている姿を、写真パネ ルにして紹介 ふれあいフェスタ会場 菊まつり会場 ふれあいプラザ内 掲示板内 いきいき広場等にて「たかはまアーカイ ブス」展示
7-3	アーカイブス事業	通年	高浜市内他 情報があれ ば市外も取 材	古い写真・アルバムが捨てられる時代 早くしないと高浜の歴史の証明ができ なくなるので可能な限り探し出す 高浜市及び個人が保有する記録写真等 資料の閲覧及び複写してデータ化保存 約110,000枚集めた古写真や資料 を整理して、多くの人たちにアーカイブ ス報告会等で紹介し回想法に繋がる活 動をする 新編高浜誌発行に関連するアーカイブ ス・切手アート作品を並べて展示する
7-4	映像事業	通年	高浜市内	吉浜まちづくり協議会が取り組んでい る活動を動画として記録し、ホームペー ジ・視察団体・理事会・総会等で、活動 の説明及びリモート会議として活用
7-5	人形文化広める活動	通年	日本国内 及び海外	吉浜細工人形・菊人形等の伝統文化を絶 やさない為に、吉浜ぢからを広め、未来 に繋がる活動とする

事業名：食育事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
8-1	園児に各種シーズン野菜の植え付けと収穫作業の指導とサポートを行い、農園の野菜を通じて、ふれあい・食育活動を推進する 合わせて、給食・行事への野菜提供を行い、食育をみんなで体験する	通年	北部保育園 なかよし農園他	玉ねぎ、ジャガイモ、サツマイモ、ニンジン、大根、エンドウ、スイカ、夏野菜他、内容も広げ、植え付け・収穫へのガイドとサポートを行う 水と肥料を重点に、畑の管理、実施予定計画的に、園児及び関係者と農園活動を通じて、食育活動、野菜提供活動を充実させてゆく 作業は、毎週火曜日朝他を予定する
8-2	園児及び家族に代表野菜の苗植え、収穫の指導とサポート及びふれあい・食育活動を進める	通年	同上	玉ねぎ、ジャガイモ、サツマイモ、ニンジン、大根、他夏野菜などの代表野菜の植え付け・収穫等の準備とサポートを行う 計画的に園児とその家族とともに、農園での食育活動を進める
8-3	保育園・幼稚園行事への参加で園児、家族とのふれあいを進める	通年	北部保育園、 吉浜幼稚園	北部保育園・幼稚園行事（入園式、収穫祭、夏野菜昼食会、夕涼み会、市長への野菜贈呈、クリスマス会、新年会、生活発表会他）に参加 園児および関係者とのふれあい・食育活動を進める
8-4	この地域における、代表野菜の育成知識の習得	5月 11月	碧南、安城	安城農園、碧南種苗店への訪問により、野菜育成について、肥料・土・水等に関する知識、ノウハウ習得などを行い、農作物育成改善に反映する

事業名：幼児教育と各種講座に関する事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
9-1	各種講座	通年	ふれあいプラザ	大人向け講座 さわやか歌広場 はつらつチューブ体操 生け花講座 手芸講座 囲碁講座 切手アート シャキーンと美姿勢（新規） 淑女マージャン教室（新規） 子ども向け講座 手芸講座（新規） 高齢者の認知症予防に加えて、子どもたちの創造性育成に資する様、更に参加者に「憩いの場」を提供する コロナウイルスの蔓延もあり、その中でできる限りの対応し、運営方法等に十分な注意を払って行く
9-2	幼児教育	通年	ふれあいプラザ	幼児教育を開講し、ヤングママたちの意識向上と子どもたちの成長の促進を図る 更に、ヤングママたちの互いの子育ての悩みやストレスの解消の場を提供する

*検温・消毒・マスク着用で実施、コロナの状況によりグループ分け・中止も考慮

事業名：ふれあいフェスタ

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
10-1	よしはまふれあいフェスタ	10/23	吉浜小学校 体育館 教室 特別教室 中庭 運動場他	高齢者と児童のふれあいなど、様々な年代の地域住民が集い、ふれあう「場」を提供する 子どもから高齢者まで楽しめる「ふれあいコンサート」をメインに実施する 各グループ・各団体の催し物も、各教室・中庭等で実施する

事業名：公園管理事業

番号	事業項目	実施日	実施場所	実施内容
11-1 委譲	公園管理事業	通年	吉浜小学校区内 各公園	吉浜小学校区内の公園（大坪・山田・丸畑・小中根・高平・蛇抜・竜田）の草取り・トイレ清掃を、いきいきクラブと連携して実施

令和4年度 収支決算計画

（単位：円）

収入の部	(A) 4年予算額	(B) 3年予算額	(B-A) 差額	備考
事業収入	17,985,873	17,988,108	2,235	
予算枠事業	8,052,000	7,979,000	-73,000	
委譲事業	4,645,000	4,972,000	327,000	
委託事業	5,288,873	5,037,108	-251,765	
雑収入	21,000	21,000	0	
受取利息	1,000	1,000	0	
その他	20,000	20,000	0	
小計	18,006,873	18,009,108	2,235	
前期繰越金	966,315	923,999	-42,316	
合計	18,973,188	18,933,107	-40,081	

支出の部	(A) 4年予算額	(B) 3年予算額	(B-A) 差額	備考
子どもグループ	352,000	352,000	0	
高齢者グループ	509,000	518,000	9,000	委譲 276,000
伝統文化グループ	2,300,000	2,300,000	0	
防犯グループ	2,152,000	2,134,000	-18,000	委譲 2,022,000
防災グループ	485,000	490,000	5,000	委譲 154,000
環境グループ	1,005,000	906,000	-99,000	
広報部	502,000	502,000	0	
企画部	239,000	237,000	-2,000	
教養部	473,000	473,000	0	
ふれあいフェスタ	487,000	487,000	0	
公園管理	2,193,000	2,552,000	359,000	委譲事業 2,193,000
事業運営費	2,000,000	2,000,000	0	
プラザ管理費	5,288,873	5,037,108	-251,765	委託事業
小計	17,985,873	17,988,108	2,235	
当期繰越金	987,315	944,999	-42,316	
合計	18,973,188	18,933,107	-40,081	

* 科目間流用を認める

* 別途積立金繰越残高は、5,455,402 円

（設備改修用 3,233,859 円、防災備品用 2,221,543 円）

別途 当期繰入予定額 1,000,000 円

2022年度試行～2032年度

- ・本内容は、2022年度計画試行予定の要約版です
- ・詳細内容については、冊子にまとめていますので、確認ください（まち協、事務所にて、受け取り可）
- ・必要な見直しが、あれば反映をしていきますので、自由な意見をお願いいたします
- ・変更内容については、今年度後半に、報告をし、2023年度以降の計画に反映していきます

今後とも、みなさんのご参加、協力をよろしくお願い致します

地域計画検討委員会 進行役

安全委員会：深尾 睦世
生活委員会：野々山康隆
文化委員会：尾崎 稔彦
イベント広報委員会：鈴木康博/神谷 達哉
運営体制委員会：内藤 充

全体の進め方と分野別委員会事業計画

「つながり 支え合い 楽しく語り合うまちづくり よしはま」

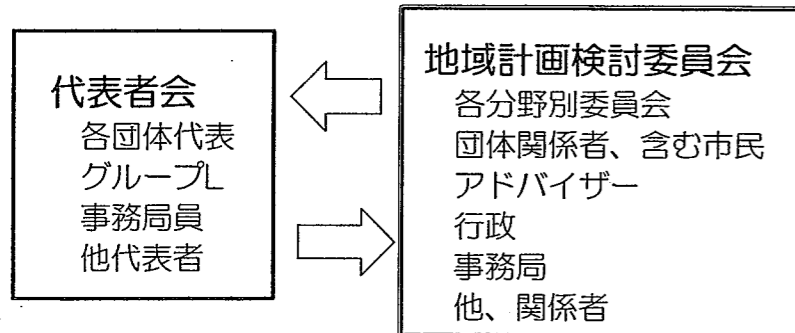
10年後をめざし、第2次地域計画策定について
今までの経緯と今後の進め方

1. 高浜市第7次総合計画策定の時期に、併せて地区
の第2次計画策定

- ・まちづくり協議会、発足時の「長期計画」は、実現をめざして、幾多の成果を上げてきましたが、計画フォローなどの面で多くの方と十分な話し合いができていなかった、などの弱点がありました。
- ・今回の計画策定では、できるだけ多くの関係者の協力を得て地域計画検討委員会を発足させ、進めてきています。
- ★第1回地域計画検討委員会(2019年5月28日)開催
~9回の検討会を開催、多くの意見交換を実施~
- ★第10回地域計画検討会(書面会議:2022年3月22日)では、試行案の内容について、意見交換を行い、最終版をまとめてきました。

2. 今までの地域計画策定の推進体制

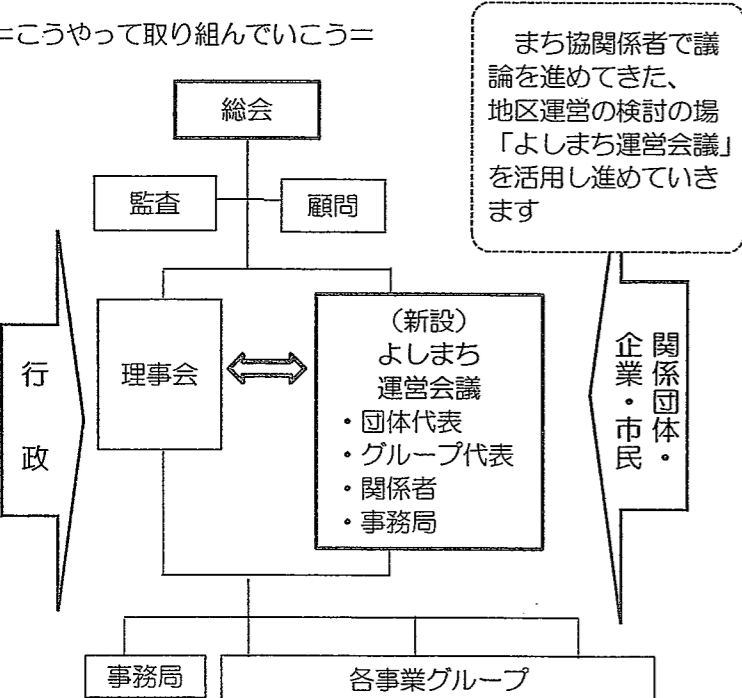
=検討・意見交換しながら取り組んできました=



(まちづくり協議会・審議会) (地域計画検討委員会・全体会)

3. 今後の第2次地域計画(試行版)推進体制(参考)

=こうやって取り組んでいこう=



=子ども=

子どもが夢を持ち 高齢者が笑顔で暮らせる よしはま

- ★子供を見守り、耳を傾ける将来人材を育成の環境をつくろう
- ①みんなで子どものことを考えよう
⇒子どもテーマの「話し合いの場」をつくっていこう、他
- ②みんなで見守る登下校 ⇒ 「子ども110番のまちに」
- ③子どもと親も安心できる居場所づくり
- ④子どものやってみたいを応援しよう
- ⑤子育て支援を進めよう

=高齢者のいきがい=

子どもが夢を持ち 高齢者が笑顔で暮らせる よしはま

- ★住み慣れた地域で、楽しくいきいき過ごせるようにしよう
- ①脳もイキイキ、認知症予防の健康づくり
⇒ウォーキングなどの体力づくりの場をつくろう、他
- ②集い・つながる地域住民交流
- ③お互いジャンネット、地域貢献の仕組みづくり
- ④まだまだ若い者には負けないぞ活動の推進

=防犯・交通安全= 安心・安全は地域の支え合いから...

- ★防犯診断で特徴を把握し、地域の防犯活動を展開していこう
- ①地域の防犯上の危険個所の調査をしよう
⇒専門家による、地域の防犯危険力所の調査をしよう
- ②地域の防犯リーダー、専門家の育成しよう
- ③みんなで見守る登下校で交通安全を進めよう
- ④こども110番のまちにしていこう

=防災=

家庭と地域 つながる 見える みんなの備えが命を救う

- ★住民同士が希薄傾向、自主防災の担い手を計画的に進めよう
- ①防災教育と備え ⇒防災マップを随時、見直し、住民へ周知しよう
- ②防災訓練 ⇒防災訓練を地域単位で実施していこう
- ③地域住民の安否確認の仕組みをつくっていこう
- ④確実に届く緊急防災情報ネットをつくろう

=運営体制= 持ちつ 持たれつ 支え合い 楽しく語る まちづくり

- ★地区運営上の数々の課題について、維持改善できる場をつくろう
- ①活躍していく人の負担を軽減できる施策を進めよう
- ②地域人材を発掘し、育成できる仕組みを進めよう
- ③協力し合える雰囲気づくりができる場をつくっていこう

=イベント= みんなでつくる こども夢のまち よしはま

- ★類似イベントを統合し、マンパワーを結集し、レベルを上げよう
- ①「よしはま夏まつり」をスタートさせよう
⇒町内会まつり、公民館盆踊り大会など統合していこう
- ②「よしはま秋フェス」をスタートさせよう
⇒文化祭、ふれあいフェスタを整理統合していこう
- ③人形小路の各まつり・渡し場まつりなどは、お互いのイベントの連携をめざそう
- ④神社・寺院の催しは、住民の交流の場として考えていこう

=文化・教養= 受け継ごう 伝統文化 育てよう 未来!

- ★伝統を、守りつつ、時代に受け入れられる取り組みを進めよう
- ①菊一本でまちづくり ⇒ 高浜市の「菊」を育て、広めよう
- ②子ども菊人形の制作展示していこう
- ③菊人形師の育成
- ④吉浜細工人形の技術継承と進化を進めよう
- ⑤人形づくり研修所の設置と運営
- ⑥吉浜の伝統を継承していこう

=環境= 花いっぱい 笑顔いっぱい 夢いっぱいのまち よしはま

- ★地区でSDGsの考えのもとに活動できる環境をつくろう
- ①吉浜をイメージする場を創出する
⇒キザエモンをキャラクターに利用し、各場所にかざろう
- ②みんなの心の故郷作りのための美化活動を進めよう
- ③ゴミの減量 ⇒市の公式アプリを活用していこう
- ④干潟 ⇒きれいにし、自然を守っていこう
- ⑤活動状況を新情報通信技術(ICT)を活用し発信していこう

=広報= 伝えたい 知りたいの宝箱

- ★地域にネットを活用し、情報が届く工夫をしていこう
- ①まち協ホームページの運営とネットの活用しやすくしていこう
- ②吉浜の歴史を次世代につないでいこう
- ③キャラクターとして「きざえもん」を利用して吉浜を宣伝しよう
- ④地域情報センターの設置を行政に働きかけよう
- ⑤広報担当者を広く育成していこう

詳細については ▶ 別冊で、詳細内容をまとめています。見てください ⇒ まちづくり協議会 事務所へ

吉浜まちづくり協議会規約改訂について

吉浜まちづくり協議会は、10年ほど前に規約の全面改訂を行いました。

その後、社会は大きく変わり、人々の考え方も変わってきました。今回、コロナ禍において、総会の書面決議を実施せざるを得なくなり、こうした緊急時の総会を含めた会議の在り方を明文化する必要に迫られました。これを機に、規約の全面改訂をすることと致しました。

<改定のポイント>

- 1) 緊急時の書面決議を明文化する。
- 2) このところ当初の趣旨と異なった解釈での質問が多数あったことに対応するため、誤解を受けるような文言を改める。
- 3) 会議体の在り方が、当初の目的とは違ってきてしまったこと、更には、意思決定までのステップが長くなっており、臨機応変の対応が困難になってきていること等により、会議体の在り方を変更する。
又、吉浜小学校区全体の問題解決の場として、よしまち運営会議に新たな機能を追加する。

((現在))

総会

↑

役員会

↑

代表者会議

↑

拡大事務局会議

↑

事務局会議

((改定後))

総会

↑

役員会（理事会・よしまち運営会議）

…意思決定機関

↑

事務局会議（事務局会議・拡大事務局会議）

- 4) その他表現の不備の訂正

吉浜まちづくり協議会規約

令和4年4月26日 改定

吉浜まちづくり協議会規約

前文

高浜市では高浜自治基本条例（平成23年4月1日施行）において、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指すこととしています。

高浜自治基本条例第17条第2項では、「まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。」と規定しており、また、まちづくり協議会の認定要件や活動については、高浜市まちづくり協議会条例（平成26年12月26日施行）にて定めているところであります。

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、吉浜まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、吉浜ふれあいプラザ（高浜市屋敷町二丁目3番地15）内に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 協議会は、「子どもたちには未来を！高齢者にはいきがいを！家庭には笑顔を！地域には絆を！」の理念のもと、吉浜小学校区内の住民及び各種団体が連帯感と自治意識を持ち、地域の問題解決に努力し、安心・安全で活気のある魅力的なまちづくりを推進することを目的とする。

（事業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもの健全育成に関する事業
- (2) 高齢者の生きがいに関する事業
- (3) 伝統文化の発展に関する事業
- (4) 防犯対策に関する事業
- (5) 防災対策に関する事業
- (6) 環境保全の推進に関する事業
- (7) 協議会の活動等の広報に関する事業
- (8) 吉浜ふれあいプラザ及び安心・安全ステーションの維持・管理に関する事業
- (9) その他協議会の目的達成のために必要な事業

（事業運営組織）

第5条 第3条の事業目的に沿って、第4条各号に掲げる事業を実施するために、必要に応じ事業グループ等を設け活動を行う。

2 第4条第8号の吉浜ふれあいプラザ及び安心・安全ステーションの維持・管理及び協議会の円滑な運営と事務処理のために事務局を設ける。

第3章 構成員

（構成員の種別）

第6条 協議会の構成員は、次の通りとする。

- (1) 吉浜小学校区在住・在勤・在学のすべての市民

(2) 吉浜地区ゆかりの方で、会長がその活動を認めるもの。

2 前項に定める構成員のうち、協議会の活動に賛同し、担い手となる人たちを、以下の様に区分する。

(1) グループ・メンバー

各事業グループ等のいずれかに属し、事業の企画・運営に参加する個人

(2) フレンドリー・メンバー

協議会の主旨に賛同し、各事業グループ等が実施する個別の事業に協力・参加する個人

(3) 協力団体・企業

事業に直接・間接的に協力する団体・企業

(グループ・メンバーの権利)

第7条 グループ・メンバーは、協議会の開催する総会における議決権を持つ。

(グループ・メンバーの権利の喪失)

第8条 グループ・メンバーが、次のいずれかに該当するときは、総会における議決権を喪失する。

(1) 本人が、死亡あるいは重篤な疾病等、何らかの事由により、議決権を行使できないとき

(2) 本人が、第6条第1項各号の要件を満たさなくなったとき

(3) 本人に、宗教活動・特定の政治活動・個別の営業活動等において、協議会の理念に反する行為があったとき

(4) 暴力団員又はその関係者であることが分かったとき

(グループ・メンバーの構成)

第9条 総会における公平性を維持するため、吉浜小学校区内の八幡町新田町・小池町・屋敷町・呉竹町・芳川町の五つ（六つ）の町で均等に構成されることに努める。

第4章 役員等

(役員構成及び定数)

第10条 協議会に次の役員を置く。

(1) 理事 30名以上60名以内

(2) 監事 若干名

2 理事の中から、次の役職を設ける。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) グループ・リーダー 事業グループに各1名

(選任等)

第11条 理事及び監事は、協議会に参加、協力する団体の長或いはそれに準ずる人、及び各グループのリーダー若しくはサブ・リーダー、及びその他協議会のグループ・メンバー等から総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の中から総会で選任する。

3 監事は、理事及び協議会の事務局員を兼ねることができない。

4 会長以外の役職者が欠員となった場合は、必要に応じ、会長が代行者を指名し役員会で承認することができる。

(職務)

第12条 会長は、協議会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、役員会を構成し、この規約の定め並びに総会及び役員会の議決に基づき、協議会の会務を執行する。

4 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査する。

(任期等)

第13条 役員任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 不慮の事故等により会務の執行が難しくなった役員の補充により選任された役員任期は、前項の

規定にかかわらず、それぞれの前任者の残余期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が総会又は役員会で承認されるまでは、その職務を行わなければならない。

（解任）

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決を経て解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、解任を決議するための役員会において弁明の機会を与えることができる。

（報酬等）

第15条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前項に関し必要な事項は、会長が提案し役員会で承認を得る。

（顧問）

第16条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は若干名とし、有識者のうちから、会長が委嘱し役員会に報告する。
3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

（事業グループ）

第17条 事業グループは、グループ・リーダーの招集によりグループ会議を開催し、所掌する事業の企画・運営を行う。

- 2 グループ・メンバーは、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。
3 グループ・リーダーの選出は、メンバーの中から互選によって推薦し、総会において承認する。
4 必要に応じてサブ・リーダーを置くことができる。その選任はグループ・リーダーの指名に基づき、グループ会議で決定する。

（事務局）

第18条 事務局には、事務局長その他の事務局員を置く。

- 2 事務局長及び事務局員は、会長が指名しよしまち運営会議で承認する。
3 事務局の組織運営に関する必要事項は、会長が起案しよしまち運営会議が承認する。
4 吉浜ふれあいプラザの維持・管理に関しては、会長・副会長と事務局長及び事務局員からなる事務局会議で決定をするが、影響の大きな問題に関しては、よしまち運営会議の承認を得るものとする。
5 グループ・メンバー及び理事の名簿等は、事務局で管理する。但し、グループ・メンバーに関しては、役員会に報告する。
6 事業グループに横断的に係るものや、各事業グループで実施することが難しい事業の実施にあたっては、事務局内に新たに部を創設することができる。
7 月に1回程度、会長の招集により事務局会議のメンバーにグループ・リーダーを加え、拡大事務局会議を開催し協議会内のコミュニケーションを図り、問題点の把握及び解決に努める。

第5章 総会

（総会の種別）

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第20条 総会は、グループ・メンバーをもって構成する。

（権能）

第21条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
(2) 協議会の解散

- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 地域計画
- (6) 役員を選任又は解任及びグループ・メンバーの除名
- (7) その他協議会運営に関する重要事項

(招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、次条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) グループ・メンバー総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

3 緊急事態に対応する処置として、やむを得ない場合は書面での開催に代えることができる。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席したグループ・メンバーの中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、グループ・メンバー総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。但し、委任状提出者も出席したものとみなすことができる。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この規約で別に定める場合を除き、出席したグループ・メンバーの過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決権等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できないグループ・メンバーは、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決に参加することができる。

2 前項の規定により議決の意志を表明したグループ・メンバーは、第25条、前条第2項、次条第1項第2号、第55条及び第56条第2項の規定においても、総会に出席したものと扱う。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) グループ・メンバー総数及び出席者数（書面出席者・委託出席者がある場合は、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 総会資料・総会議事録などは、構成員が随時、吉浜ふれあいプラザにて閲覧できるようにしなければならない。

第6章 役員会

(役員会の種別)

第29条 役員会は、理事会とよしまち運営会議の2種とする。

1. 理事会

（出席者）

第30条 理事会の出席者は、理事・監事・顧問・事務局員とする。

（機能）

第31条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

（招集）

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、概ね年5回を目処とする。

- (1) 会長が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 理事総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

2 緊急事態に対応する処置として、やむを得ない場合は書面での開催に代えることができる。

（議長）

第34条 理事会の議長は、会長或いは会長が指名したものが、その任にあたる。

（定足数）

第35条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第32条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、理事可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議決権等）

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって賛否の意思表示をすることができる。

2 前項の規定により表決した理事は、第35条、前条第2項、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

（議事録）

第38条 理事会の議事については、協議事項があった場合次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 議事録は、構成員が随時、吉浜ふれあいプラザにて閲覧できるようにしなければならない。

2. よしまち運営会議

（出席者）

第39条 よしまち運営会議の出席者は、理事の内別に定める各団体の代表者とグループ・リーダー及び監事等事務局員とする。

（機能）

第40条 よしまち運営会議は、次の事項について協議及び議決する。

- (1) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (2) 会長が準備した議題のほか、出席者から提案があった事項

(3) 地域計画の進捗管理に関する事項

(4) 吉浜地区の課題に関する事項

2 必要に応じ、課題解決のための委員会を設置することができる。

(招集)

第41条 よしまち運営会議は、会長が招集する。

(開催)

第42条 よしまち運営会議は、会長が必要と認め、招集の請求をしたときに開催する。

2 緊急事態に対応する処置として、やむを得ない場合は書面での開催に代えることができる。

(議長)

第43条 よしまち運営会議の議長は、会長或いは会長が指名したものが、その任にあたる。

(定足数)

第44条 よしまち運営会議は、会議メンバー理事の過半数の出席で成立する。

(議決)

第45条 よしまち運営会議の議事は、会議メンバー理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 賛成者が、出席理事の過半数に達しても、会議メンバー理事の過半数に満たない場合は、次回の会議の議題として改めて決議を行う。

3 よしまち運営会議の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第46条 よしまち運営会議の議事については、協議事項があった場合、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会議メンバー理事総数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録は、会員が随時、吉浜ふれあいプラザにて閲覧できるようにしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第47条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金品

(2) 財産から生じる収入

(3) 事業に伴う収入

(4) 第53条に掲げる物品

(5) その他の収入

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる事業に充てるための積立金を設置することができる。

(1) 設備補修・改善及び備品の整備等に資する事業

(2) 防災備品等の整備に資する事業

(事業計画及び予算)

第48条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(補正予算の策定)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、補正予算を策定し、よしまち運営会議の承認を得なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、よしまち運営会議の承認を必要とし、その内容を総会で報告しなければ

ならない。

（積立金の使用）

第51条 予算議決後に第47条第2項各号に掲げる積立金を取り崩し使用する場合は、よしまち運営会議の承認を必要とし、総会で報告しなければならない。

（事業報告及び決算）

第52条 協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（資産状況の報告）

第53条 取得価格が10万円を超える物品については総会資料に掲載するものとする。

（事業年度）

第54条 協議会は、毎年4月1日から翌年3月31日を事業年度とする。

第8章 規約の変更及び解散等

（規約の変更）

第55条 この規約は、総会に出席したグループ・メンバーの4分の3以上の議決を経なければ変更できない。

（解散）

第56条 協議会は、総会の議決に基づいて解散することができる。

2 前項の規定により解散する場合は、グループ・メンバー総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第57条 協議会が解散したときに残存する財産は、高浜市に無償譲渡するものとする。

（細則）

第58条 この規約の施行について必要な細則は、会長がこれを定め、役員会で必要に応じ承認を得るものとする。

附 則

（施行期日）

この規約は、協議会の成立の日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月26日から施行する。

第5号議案 役員・理事・監事（案）

理事

No.	役職	氏名	備考	区分
1	会長	都築 正治	屋敷町 前防犯Gリーダー、元屋敷町町内会長	再任
2	副会長	前川 勉	八幡町 企画部長（地域計画取り纏め）	新任
3	理事	内藤 尚仁	小池町 子どもGリーダー、地域計画副進行役	-
4	理事	加藤 康二	小池町 高齢者いきがいGリーダー	新 GL
5	理事	村瀬 修	屋敷町 伝統文化Gリーダー	-
6	理事	杉浦 茂樹	呉竹町 防犯Gリーダー、元呉竹町町内会長	-
7	理事	内藤 恭	八幡町 防災Gリーダー、地域計画副進行役	-
8	理事	柘植 秀治	呉竹町 環境Gリーダー	-
9	理事	村松 輝一	八幡町 広報部長、文化協会会長、元八幡町町内会長	-

10	理事	阿部 泰三	八幡町 八幡町新田町町内会長	新任
11	理事	石橋 勝治	八幡町 前副会長、吉浜盆踊り保存会会長	再任
12	理事	川澄 鈔夫	八幡町 元高齢者いきがいGリーダー	再任
13	理事	坂本 直敏	八幡町 吉浜小学校 PTA 会長	新任
14	理事	内藤 皓嗣	八幡町 前伝統文化Gリーダー、人形小路の会会長	再任
15	理事	水野 義則	八幡町 前高齢者Gリーダー、地域計画副進行役	再任
16	理事	村瀬 稔	八幡町 元環境Gサブリーダー、元八幡町町内会長	-
17	理事	加藤 芳昭	小池町 小池町町内会長	新任
18	理事	鈴木 英嗣	小池町 元環境Gリーダー、前細工人形保存会会長	再任
19	理事	田中 眞	小池町 元小池町町内会長	再任
20	理事	内藤 博忠	小池町 元環境Gリーダー、元小池町町内会長	再任
21	理事	横井 光義	小池町 吉浜公民館運営委員会代表	再任
22	理事	浅岡 律子	屋敷町 吉浜赤十字奉仕団委員長	新任
23	理事	加藤 里恵子	屋敷町 吉浜地区健康づくり推進委員代表	新任
24	理事	都築 勝美	屋敷町 前高齢者いきがいGリーダー	-
25	理事	内藤 充	屋敷町 元屋敷町町内会長、吉浜地区地域計画進行役	-
26	理事	野々山 知久	屋敷町 屋敷町町内会長、地域計画副進行役	新任
27	理事	野々山 康隆	屋敷町 元屋敷町町内会長、吉浜地区地域計画進行役	再任
28	理事	村瀬 由夫	屋敷町 元屋敷町町内会長	-
29	理事	神谷 達哉	呉竹町 元呉竹町町内会長、地域計画進行役	-
30	理事	神谷 友利	呉竹町 呉竹町町内会長	新任
31	理事	鈴木 貞利	呉竹町 元呉竹町町内会長、シルバー人材センタ会長	-
32	理事	鈴木 康博	呉竹町 元呉竹町町内会長、吉浜地区地域計画進行役	再任
33	理事	中川 等	呉竹町 前防災Gリーダー、元呉竹町町内会長	再任
34	理事	野々山 徳雄	呉竹町 元呉竹町町内会長、地域計画副進行役	再任
35	理事	尾崎 稔彦	芳川町 渡し場かもめ会会長、吉浜地域計画進行役	再任
36	理事	神谷 正巳	芳川町 細工人形保存会会長、吉浜地域計画進行役	-
37	理事	中川 孝一	芳川町 前芳川町町内会長、地域計画副進行役	-
38	理事	中嶋 義一	芳川町 元高齢者いきがいGリーダー	-
39	理事	中村 豊	芳川町 芳川町町内会長	-
40	理事	野々山美枝	芳川町 吉浜地区民生委員	新任

第5号議案 役員・理事・監事（案）

41	理事	深尾 睦世	芳川町 吉浜地区地域計画進行役	再任
42	理事	松本 剛	[屋敷町] 高浜市吉浜小学校校長	新任
43	理事	永田 朋子	[屋敷町] 高浜市立吉浜小学校教頭	再任
44	理事	谷 広行	[屋敷町] JAあいち中央吉浜支店支店長	-
45	理事	肥後 勇平	[屋敷町] 消防団第三分団団長	新任
46	理事	鶴芦 由未子	[芳川町] 安立荘施設長	-
47	理事	三牧 秀和	[青木町] 高浜市立高浜中学校校長	-

監事

No.	役職	氏名	備考	区分
1	監事	杉浦 政憲	芳川町 元芳川町町内会長	-
2	監事	野々山 照二	呉竹町 元呉竹町町内会長	再任

（注）新任・再任の表示のある方が、今回の要承認役員です

退任理事

No.	役職	氏名	備考	区分
1	理事	浅岡 日出夫	八幡町 八幡町新田町町内会長	退任
2	理事	加藤 意敏	八幡町 元八幡町新田町町内会長	退任
3	理事	立川 智昭	八幡町 元八幡町新田町町内会長、吉浜地区民生委員	退任
4	理事	内藤 利恵	小池町 JAあいち中央吉浜支店女性 部執行部長	退任
5	理事	古橋 みち彥	小池町 吉浜盆踊り保存会副代表	退任
6	理事	亀蔦 雅夫	屋敷町 元屋敷町町内会長	退任
7	理事	伊藤 宗	屋敷町 高浜市立吉浜小学校PTA会長	退任
8	理事	神谷 晴美	屋敷町 吉浜地区健康づくり推進委員代表	退任
9	理事	下村 政明	呉竹町 呉竹町町内会長	退任
10	理事	杉村 和子	芳川町 吉浜地区民生委員	退任
11	理事	川角 利江子	芳川町 吉浜盆踊り保存会代表	退任
12	理事	加藤 心子	[屋敷町] 高浜市立吉浜小学校校長	退任
13	理事	別役 明彦	[屋敷町] 消防団第三分団団長	退任

<参考>

顧問

No.	役職	氏名	備考
1	顧問	倉田 利奈	八幡町 高浜市市議会議員
2	顧問	内藤 とし子	小池町 高浜市市議会議員
3	顧問	鈴木 勝彦	呉竹町 高浜市市議会議員
④	顧問	杉浦 浩一	呉竹町 高浜市市議会議員

事務局

No.	役職	氏名	備考
1	会長	都築 正治	屋敷町 前防犯Gリーダー
3	事務局長	鈴木 啓悟	呉竹町 元呉竹町町内会長
4	会計	杉浦 恵意	呉竹町 前環境Gリーダー
5	書記	菅野 洋一	芳川町 元芳川町町内会長
6	広報部長	村松 輝一	八幡町 元八幡町町内会長、文化協会会長
7	企画部長	前川 勉	八幡町 元八幡町町内会長
8	事務局員	神谷 和夫	屋敷町
⑨	事務局員	下村 政明	呉竹町 前呉竹町町内会長
10	事務局員	幸前 志津子	八幡町

No.	役職	氏名	備考
1	事務職員	内藤 克彦	八幡町
2	事務職員	戸高 正信	小池町
3	事務職員	石川 勝児	屋敷町
4	事務職員	内藤 勝	屋敷町
5	事務職員	長坂 知之	呉竹町
6	事務職員	鈴木 高明	神明町

No.	役職	氏名	備考
1	事務員	山下 文子	八幡町
2	事務員	塚本 貴子	論地町
3	事務員	中川 早苗	神明町
4	事務員	板倉 久美子	呉竹町

吉浜まちづくり協議会資産目録

(2022. 3. 31 現在)

設備名	設置場所	管理部署
ビニール・ハウス	小池農園	伝統文化 G
工房棚	人形工房	伝統文化 G
備品倉庫	安心安全 ST	防犯 G
備品倉庫	安心安全 ST	防犯 G
防災倉庫	吉浜小学校	防災 G
防災倉庫	吉浜小学校	防災 G
組立式リアカー	防災倉庫	防災 G
発電機	ふれあいプラザ	防災 G
収納庫	第三分団横	環境 G
日よけスペース	なかよし農園	企画部（食育）
土嚢置き場	ふれあいプラザ	事務局
パソコン	事務室	事務局
パソコン	事務室	事務局
パソコン	事務室	事務局
テレビ	ふれあいプラザ	事務局
テレビ	ふれあいプラザ	事務局
軽トラック	駐車場（ST 東）	事務局

取得価額 10万円以上

吉浜まちづくり協議会 参加・協力 団体及び法人

八幡町・新田町町内会	小池町町内会
屋敷町町内会	呉竹町町内会
芳川町町内会	
八幡クラブ	小池クラブ
屋敷クラブ	呉竹クラブ
芳川いきいきクラブ	
人形小路の会	細工人形保存会
渡し場かもめ会	吉浜小学校 PTA
吉浜公民館運営委員会	吉浜盆踊り保存会
吉浜地区民生委員	吉浜地区健康推進委員
吉浜赤十字奉仕団	交通指導員の会
吉浜小学校	高浜中学校
吉浜幼稚園	吉浜保育園
吉浜北部保育園	高浜市消防団第三分団
吉浜さんさん保育園	
安立荘	JA あいち中央 吉浜支店
イビデン（株）	エヌティーツール（株）
刈谷紙器（株）	スミヤ精機（株）
高浜工業（株）	（株）デンソープレスティック
トヨタ車体精工（株）	橋本電機工業（株）
日本ペイント・オートモーティブコーティングス（株）	
（株）フコク	（株）横井鉄工
（株）吉浜人形	（株）豊田自動織機（誠美寮）

（2022. 3. 31現在）

